

令和３年度 第２回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和３年８月５日（木） １５時００分から

場 所：鴨川市水道局１階会議室

出席者：川股 盛二、松井 寛徳、

梶 恵子、中村 康仁、和泉 良史

欠席者：高梨 俊和、田仲 重郎

事務局：市長 長谷川 孝夫

水道局長 角田 敬夫、次長 佐久間 泰弘、業務係長 杉田 哲弥

主任主事 乾 陽介

傍聴者：一名

１ 開会

（進行：事務局 佐久間次長）

それでは、皆さん、こんにちは。ご案内の時間より少々早いようですが、皆さんお集りのようですので、ただ今から、令和３年度第２回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、水道局の佐久間です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。「会議次第」、「委員名簿」、「議案１ 令和２年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」、「議案１説明資料 令和２年度鴨川市水道事業会計決算概要」、「議案２ 令和２年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」、「令和３年度第２回鴨川市水道事業運営委員会資料」以上でございます。

資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取り扱いについてご説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、高梨俊和委員さん、田仲重郎委員さんより、欠席の届け出がございました。本日の出席委員は5名でございます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(佐久間次長)

開会にあたりまして、長谷川市長からあいさつを申し上げます。

(長谷川市長)

改めましてこんにちは。大変暑い中、こうして皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日の水道事業運営委員会でございますが、この話はこの話といたしまして、少し市の状況と言いましょうか、今、私たちが置かれている状況につきまして、少し皆様方と共有したいと思いますがお話をさせていただきたいと思います。

まず、一つには、ご承知のように、今、新型コロナウイルス感染症拡大ということで、本県も緊急事態宣言が発出されたところでございます。当然のことながら、鴨川市も同じでございます。東京、都会等の密であるところと、こうした農村風景、漁村風景のあるところとでは若干違いはあるにしても、やはり密になることは避けていかなければいけない、ということで、私どもも色々な具

体的な施策を示しておるところでございますが、これにつきましては、あくまでも呼びかけだけではなくして、いかに実効性のある行動が伴うかどうか、というところでございまして、その辺のところでは、宣言が出たのは8月の2日だったものですから、急遽、広報等で改めて皆様方に三密等々を避ける実効性のある活動をとということで、行動をとということで、出す予定でおるところでございます。

ちなみに、行政としてのいわゆる実効性のある行動というならば、一つには何といっても、ワクチン接種であろう、とこのように思っています。

色々と若者等の間では、ワクチンを打つとどうなるか、というようなことも言われているようではございますが、やはり、専門家等々にお聞きしますと、これが一番だよ、という答えが返ってまいります。

本市の状況で申しますと、65歳以上、約1万2千人余りいらっしゃる訳でございますが、その内の今現在、83パーセント位いっていると聞いております。

まあ、中には動けない、あるいは、大変失礼な言い方になるかも知れませんが、その中には、俺は大丈夫だよ、いかななくてもいいよ、という人も中にはいらっしゃいます。そうしたのを考えますと、そうした人たちを考えますと80パーセントを超えたということは、ある意味では進んでいるのかな、このように申し上げてもよろしいのかなと思います。

しかしながら、64歳から16歳まで、ここが今、打ち始めているところでございます。連日ではなくして、国保病院等々につきましては火、水、金、そして土曜日、行っております。集団接種としては亀田クリニックということで、これが8月いっぱい、9月5日からは、これもご案内かと思いますが文化体育館の方で接種することになっております。

こうした人たちが、しっかりと打てていただくことならばということなんですが、今現在、約60パーセントの方々が行っているだろうということでござい

ます。

しかしながら、まだまだ残る若者たちがいらっしゃる訳でございますので、これをいかに早急に実施してまいるかどうかということが、今後大きな仕事とになっていくだろうと、このように思っております。

そして更に加えて言うならば、お子さん、12歳から15歳まで、12歳といいますと小学校6年生の一部の人が、子供たちが、生徒さんがかかる訳でございますが、ここをどういうふうに接種していったらいいのか、この辺のところのガイドラインが、まだ国の方でもはっきり示されていない部分がございます。

しかしながら、やるということは決まっておるところでございますので、私どもも、今、独自にですね、どんな計画でどのように打っていったらいいのか、ということで接種していったらいいのかということで、今、検討を重ねているところでございます。いずれにいたしましても、11月、12月位までには、なんとか12歳まで、15歳から12歳までは今回新しく示されたところでございます。今後、接種がいかにスムーズにできるかどうかにかかってくるだろうと思っておりますので、よろしくご理解をいただければと、このように思っております。

今現在のところ順調にワクチン接種の方は進んでいると、いうことでお伝えさせていただきたいと、このように思っております。

それから、これは大変申し訳ない事実でございます。ここで報告するのもいかなものかなとは思いますが、市民の皆様方でございますので、改めて私の方からお詫びさせていただきたいと思えます。

実は、今日の新聞にも明らかになっておりましたが、児童手当の送付する、確認を送付するお手紙がある訳ですが、これが間違った人のところに行ってしまった、いわゆる誤送ということになる訳でございますが、そういうことがありまして個人情報に流出いたしました。これにつきまして本当に申し訳なく思っ

ているところでございまして、改めてこの場をお借りいたしまして、今回は水道関係の代表者の皆様方ではありますが、改めてお詫びを申し上げさせていたいただきたいと思ひます。

このやうなところに、今いるところでござひますが、引き続き本市の行政の仕事に對しましてご理解をいただければと、このやうに思っているところでござひます。

それでは、今日の水道事業運営委員会につきまして、ごあいさつ申し上げさせていたいただきたいと思ひます。

これも正に、皆様方、十分ご承知のことと思ひますが、本市の水道事業につきましては、いわゆる高度成長期に建設された施設が多くござひまして、その施設が老朽している、こういう事実がある訳でござひます。これにつきまして、どうこれを更新していくのか。それからまた今、色々、自然災害等言われているところでござひますが、耐震化に向けた施設整備の必要がある、これが急がれているというやうな状況がある訳でござひます。

しかしながら、その一方では、収入となります水道料金の収入でござひますが、人口減少等々に伴ひまして、料金の収入が減少する、このやうなことから経営上のリスクを抱えている状況がある訳でござひます。この辺のところにつきましては、この後、担当の方から細かい点をご説明させていただきたいと思ひます。

こうした中、ご案内のやうに安房地域におきましては、水道事業の広域化に向けまして、令和2年度に水道統合に関する覚書を取り交わしておりまして、これに基づきまして、令和7年度の末端給水事業体の統合を目指しまして、今、取り組んでいるところでござひます。また、今後、これにつきましてしっかりとやらなければならないものと、このやうに理解しているところでござひまして、ご理解いただきたいと思ひます。

正に統合までの間、本市水道事業の運営に当たりましては、引き続き、健全経営と財務基盤強化に向けた取組を進めるとともに、先ほど申し上げました老朽化した施設でございますが、水道施設の更新につきましては、有利な財源を活用しながら、着実な整備に努めてまいりたい、とこのように考えております。ご理解をいただきますよう、お力添えを賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

最後になりますが、本日の議題でございますが、「令和２年度水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、加えて「令和２年度水道事業会計資金不足比率について」の、都合２件でございます。

これらにつきましては、来る９月の定例市議会においてご審議いただく予定となっておりますが、これに先立ちまして皆様方、水道事業運営委員会のご承認を賜りたいということで、今日、議題の方に載せてございますのでよろしくお願いしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、議事の詳細等々につきましては、この後、水道局長の方から説明いたしますので、よろしく、忌憚なく、ご意見を頂戴できればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

3 議事

(佐久間次長)

ありがとうございました。それでは、会議に入りたいと存じます。

「鴨川市附属機関設置条例」第５条第１項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を川股会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(川股会長)

はい。皆様、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。先ほど、今、長谷川市長の方からお話があったとおりですね、コロナの方も、昨日鴨川で8名の方、安房保健所管内で22名と過去最高の人数、また、県も840名というところで、今週中には1,000人を上回っていくのではないかと、というような中での会議となります。なるべくですねスピーディに議事の方進行させていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事の方は座って進めさせていただきます。

本日の会議録の確認していただく委員さんにつきましては、松井寛徳委員さんと和泉良史委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

議案1「令和2年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、事務局より説明をお願いいたします。角田局長。

(角田局長)

それでは、「令和2年度鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書について」ご説明申し上げます。着座にて失礼をいたします。

本件は、令和2年度の水道事業会計に係る利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるとともに、水道事業会計決算につきまして、同法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。今回、予め、水道事業運営委員の皆様方にご承認をいただきたいものでございます。

なお、監査委員による決算審査につきましては、令和3年7月8日に実施されたことを申し添えます。

それでは、決算の概要について説明させていただきますので、お手元に配布の「議案 1 令和 2 年度鴨川市水道事業 決算報告書及び事業報告書」と「議案 1 説明資料 令和 2 年度鴨川市水道事業会計決算概要」をご用意願います。

決算概要につきましては 2 枚組みの資料でございます。

先ずは、「議案 1 説明資料 令和 2 年度鴨川市水道事業会計決算概要」でご説明をさせていただきます。

初めに、1 の経営方針でございますが、令和 2 年度の経営におきましては、収益的収支では、適切な維持管理による支出の抑制を図り、資本的支出では、更新計画の適切な執行により 投資の平準化を図るなど、これまで以上に効率的な経営を推進するとともに、安心・安全で良質な水道水を安定的に供給することに努めてまいりました。

次に、大きな 2、業務量でございますが、(1) 年間有収水量は 408 万 8,709 立方メートルでございまして、前年度と比べて 2.0%の減となりました。

(2) 1 日最大給水量は、8 月 13 日に記録した 1 万 8,235 立方メートルでございまして、昨年度と比較して 5.2%の減でございます。令和 2 年度の最大給水量におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、業務用でご利用のお客様の使用水量が減少したことによるものでございます。

(3) 1 日平均給水量は、1 万 5,638 立方メートルで、昨年度と比べて 1.0%の増となりました。

(4) 有収率は、71.6%で、昨年度と比べて 0.6 ポイントの減でございます。老朽化による漏水が増えている状況となっております。

また、昨年度に引き続き、技術職員の補充が叶いませんことから、調査に時間が取れないといった要因もございます。令和 3 年度に予定をしております管網システム構築業務によりまして、市内各所の水圧測定や、現地調査を行うことに合わせまして、管路の老朽箇所抽出が容易に行えるシステムとなりますこと

とから、来年度以降の漏水箇所の発見に大きな期待をしているところでございます。まして、加えてまして、本年度は職員による夜間の漏水調査により推定したエリアの漏水箇所を、外部委託によりまして詳細な調査も実施いたしております。

次の大きな3、収益的収支決算でございます。表示は税抜きでございます。

恐れ入ります、議案1 決算報告書及び事業報告書の17ページを併せてご覧をいただきたいと思います。上段の表でございます。

(1) 事業収益は14億3,283万459円で、前年度と比べて1,135万326円、0.8%の減でございます。この内容でございますが、資料の4ページ、最後のページの上段の表③の収入をご覧ください。

営業収益では、給水収益は、一般のご家庭や、マンション・アパート等でご利用されている水量は、給水戸数の増加や、ステイホームによる使用水量の増加に伴いまして若干の増加がみられますが、業務営業用、これは、主な用途でご説明いたしますと、官公署、学校、病院、事務所、スーパーや飲食店、ホテル・旅館、民宿・ペンション等でございますが、このカテゴリーでご利用の使用水量がすべての利用区分で減少しておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響、及び大口需要者の施設改装工事により、使用水量が大きく減少している状況となっております。

また、受託工事収益では、南房総市の渇水対策に係る受託工事収益により、大きく増加し、ここには記載してございませんが、その他の営業収益など、これもコロナ過の影響と考えますが、マンションやアパート等のご利用が増加したことにより、給水を開始する時に頂く開栓手数料等が増加をいたしました。トータルとして給水収益の減により1.6%の減でございます。

次の営業外収益では、給水申込負担金など、若干の増がございまして2.2%の増でございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、(2) 事業費は12億6,042万1,643

円で、前年度と比べて 436 万 585 円の増となりました。

こちら、議案 1 決算報告書及び事業報告書の 17 ページを再度ご覧いただきたいと存じます。下段の表（3）事業費に関する事項を併せてご覧ください。

職員給与費、動力費、薬品費、受水費、支払利息などの費用は減少したものの、修繕費、減価償却費、受託工事費などの費用が増加したことによるものでございます。この結果、（3）令和 2 年度の純利益は、前年度と比べて 1,571 万 911 円少ない、1 億 7,240 万 8,816 円となったところでございます。

続きまして、大きな 4、資本的収支決算でございます。こちらは税込みの表示となっております。

（1）資本的収入は 1 億 2,795 万 172 円で、前年度と比べて 1 億 48 万 6,502 円、44%の減でございます。

内容でございますが、資料の 4 ページ、最後のページの下段の表④の収入をご覧ください。

負担金については、加茂川中部地区圃場整備に係る布設替工事に伴いまして増でございます。また、横渚浄水場の非常用発電機設計業務に係る国庫補助金が階増となっておりますが、企業債の借入額や改良事業の減や、繰越に伴いまして減少していること、及び合併特例事業に係る出資金が事業終了に伴いまして階減していることによる減でございます。

（2）資本的支出は 6 億 5,508 万 1,089 円で、前年度と比べて 1 億 1,355 万 2,362 円、14.8%の減でございます。

企業債償還金につきましては増加しているものの、老朽化した施設や管路工事につきましては、調査、設計に時間を要し、改良事業の繰越を行ったため、減少しているものでございます。

（3）収入額が支出額に対し、不足する額 5 億 2,713 万 917 円は、過年度分損益勘定留保資金 3 億 7,785 万 774 円、減債積立金 1 億 2,595 万 257 円 及び

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,332 万 9,886 円で補填をさせていただきます。

続きまして、大きな 5、企業債等未償還残高でございますが、令和 2 年度末残高は、前年度末に比べて 2 億 9,418 万 6,026 円減少し、24 億 4,188 万 1,727 円でございます。

恐れ入ります、右肩に議案 1 と書かれた「令和 2 年度 鴨川市水道事業決算報告書及び事業報告書」の 1 ページと 2 ページをご覧ください。

先ほど資料で説明をいたしました、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出の予算対比の執行状況を示した報告書でございます、こちらは何れも税込みの表示となっております。内容につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので省略をさせていただきたいと存じます。

3 ページをご覧ください。損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額でございます。損益計算書は、発生主義に基づいた企業活動の結果としての収益と、それに対する費用を対比させた表でございます。

1 の営業収益から 5 の特別損失までございまして、順を追ってご説明いたします。

先ず、1 の営業収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入で、収益の中心的なものでございます。水道事業におきましては、給水収益、受託工事収益及びその他の営業収益に区分して記載しておりまして、合めました金額が 11 億 2,251 万 4,918 円でございます。

対します 2 の営業費用でございますが、費用勘定の一つで、主たる事業活動に伴って生じる費用でございます。水道事業におきましては、原水費、浄水費、配水及び給水費、受託工事費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用に区分して記載しておりまして、合めました金額が 11 億 9,379 万 7,610 円で

ございまして、差引の営業損失は 7,128 万 2,692 円でございます。これは先ほども申し上げましたが、主なものとしたしまして、事業収入におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による給水収益の減によるものでございまして、事業費におきましては、近年の設備投資の増に伴います減価償却費の増によるものでございます。

続きまして、3 の営業外収益でございますが、収益勘定の一つで、主たる営業活動以外の財務活動から生じる収入で、主たる営業活動以外の活動を源泉とする収益でございます。給水申込負担金、預貯金・貸付金から生じる受取利息、有価証券の配当、損失補てん的な意味を持つ補助金、雑収益などを記載しておりまして、合めました金額は 3 億 1,031 万 5,541 円でございます。

これに対します、4 の営業外費用でございますが、費用勘定の一つとして、主として、金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生じる費用でございます。内容は支払利息、企業債取扱諸費、繰延勘定償却及び雑支出でございます。合めました金額は 6,662 万 4,033 円でございます。

営業外収支の合計は 2 億 4,369 万 1,508 円の利益となったところでございます。これによりまして、営業収支と営業外収支の合計は 1 億 7,240 万 8,816 円の経常利益となるものでございます。

5 の特別損失でございますが、当年度の営業活動には直接関係のない臨時的原因に基づく損失を計上する項目でございまして、令和 2 年度はございません。

1 の営業収益から 5 の特別損失までを合めました、当年度の純利益は 1 億 7,240 万 8,816 円となったところでございます。

一番下の行、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金 8,921 万 1,117 円及びその他未処分利益剰余金変動額、こちらは、減債積立金からの取崩し額になりまして 1 億 2,595 万 257 円となっておりますので、合計が 3 億 8,757 万 190 円、以上が当年度の未処分利益剰余金となっております。

なお、その他 未処分利益剰余金変動額 1 億 2,595 万 257 円の内訳は、4 ページをご覧ください。4 ページの表、剰余金計算書これは、未処分利益剰余金をそれぞれ特定の積立金等に処分したことを示す表でございまして、下から 4 行目、右から 3 列目、減債積立金からの組み入れ 1 億 2,595 万 257 円でございます。

こちらは、減債積立金を取崩しまして、企業債元金の償還に充てることによりまして、有形固定資産が増加いたしますことから、貸借対照表上、現金の移動はございませんが、資本金への組み入れを行おうとするものでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。表の右上、当年度 未処分利益剰余金 3 億 8,757 万 190 円のうち、先ほど減債積立金を取崩し、企業債元金の償還に充てると説明いたしました、その他未処分利益剰余金変動額 1 億 2,595 万 257 円は、議会の議決を経て資本金へ組み入れる形で処分し、当年度純利益 1 億 7,240 万 8,816 円を減債積立金へ処分し、翌年度繰越利益剰余金を 8,921 万 1,117 円といたしたいものでございます。

6 ページ以降は、当該年度の資金の流れを示す、キャッシュ・フロー計算書、企業の決算日現在における財政状態を示す貸借対照表、当該年度における事業の経営実績の概要について示しました附属明細書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案 1 決算報告及び事業報告についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

（川股会長）

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑ございませんでしょうか。

暫時休憩いたしまして皆様の方、何かありましたら、資料等見てありました

ら言っていただけだと思います。暫時休憩いたします。

== 暫時休憩中 ==

== 会 議 再 開 ==

(川股会長)

それでは、無ければよろしいでしょうか。ご質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

異議なしと認め、議案1「鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、議案2「令和2年度 鴨川市水道事業会計資金不足比率について」事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案2「令和2年度 鴨川市水道事業会計資金不足比率について」ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率について監査委員の意見を付しまして、議会に報告するものでございまして、予め運営委員の皆様にご報告をいたすものでございます。

なお、監査委員による審査につきましては、決算審査と同様、令和３年７月８日に実施されたことを申し添えます。

それでは、議案２の「令和２年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」の１ページをご覧くださいと思います。また、併せて決算書をご用意ください。

② 資金不足比率の算出方法がございますが、この算式に当てはめると、Ａ流動負債等、これは１年以内に支払うべき短期の債務でございますが、２億 7,486 万 2,000 円から、Ｂの流動資産等、現金・比較的短期間に回収できる現金でございますが、16 億 5,718 万 2,000 円を差し引きますと、表の下段、資金不足額、 $A - B (-C)$ がマイナスの数値、マイナス 13 億 8,232 万円と算出されますことから、資金不足にはならないというものでございまして、資金不足率は、該当なしとなるものでございます。

この内訳についてご説明いたします。

まず、Ａ 流動負債等のうち、小文字の a 流動負債 7 億 443 万 2,000 円につきましては、下段の２つ目の※印、２行目、流動負債とは、未払金など１年以内に償還しなければならない債務でございまして、恐れ入りますが決算書の８ページをご覧ください、貸借対照表でございます。

貸借対照表の負債の部をご覧ください。

４ 流動負債の流動負債合計が 7 億 443 万 1,771 円、これを百円単位で四捨五入したものでございます。資料の資金不足比率にお戻りいただきまして小文字の b、控除企業債等 4 億 1,995 万 3,000 円につきましては、下段の３つ目の※印、１行目、控除企業債等とは、流動負債に計上されている企業債、他会計からの長期借入金のうち建設改良費等に充てるための額でございまして、併せて決算書の８ページ、４ 流動負債（１）企業債 イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債、企業債の合計 4 億 1,995 万 2,798 円を百円単位で四捨五入し

たものでございます。

お戻りいただきまして、小文字のc 控除引当金等 961 万 7,000 円につきましては、下段の3つ目の※印、3行目、控除引当金等とは、流動負債に計上されている引当金の額で、決算書の8ページ、4 流動負債(4) 引当金 イ 賞与引当金、引当金合計 961 万 7,280 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

恐れ入ります。お戻りいただきまして、大きなB 流動資産等のうち、小文字のa 流動資産 16 億 5,548 万 2,000 円につきましては、下段の2つ目の※印、1行目、流動資産とは、現金預金など原則として1年以内に現金化される債務で、恐れ入ります、決算書の7ページ、資産の部、2 流動資産、下から2行目、流動資産の合計 16 億 5,548 万 1,796 円を百円単位で四捨五入したものでございます。

お戻りいただきまして、小文字のb 貸倒引当金 170 万円につきましては、下段の3つ目の※印、4行目、貸倒引当金とは、未収金等の金銭債権の将来の貸倒れに備えて設定する引当金で、決算書の7ページ下段、2 流動資産(2) 未収金、貸倒引当金、マイナス 170 万円でございます。

お戻りいただきまして、大きなC 解消可能資金不足額につきましては該当がありません。

D 事業の規模についてでございますが、下段の2つ目の※印、3行目、事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額でございます。数式としては、ご覧いただいている資料の3ページをご覧ください。

一番下の計算式、イ 事業の規模のとおり、営業収益 11 億 2,251 万 5,000 円で、恐れ入ります、決算書をご覧ください、3ページの損益計算書でございます。

1 営業収益の計、11 億 2,251 万 4,918 円を百円単位で四捨五入したものでござ

ざいます。

議案２の資料３ページにお戻りいただきまして、大きな２ 資金不足比率の算定について、をご覧ください。

ア 資金の不足額が生じた場合、いわゆる資金の不足額がプラスの場合のみ、必要となる数値でございまして、令和２年度はマイナス 13 億 8,232 万円となっておりますので、該当なしとなるものでございます。

議案２ 資金不足比率についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

(川股会長)

ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。今、ご説明のありました資料等がいくつかございますので、暫時休憩いたしまして、細部を見ていただきまして、何かあれば質疑の方お願いいたします。

暫時休憩いたします。

== 暫時休憩中 ==

== 会 議 再 開 ==

(川股会長)

ご質問が無いようですので、ただ今の件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

(川股会長)

ありがとうございます。ご異議なしと認め、議案2「令和2年度鴨川市水道事業会計資金不足比率について」は、原案のとおりとすることに決定いたしました。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。議事進行につきまして、ご協力いただきましてありがとうございました。

4 その他

(佐久間次長)

会長ありがとうございました。それでは、次第の4、その他といたしまして、報告がございますので、水道局長からご説明いたします。

(角田局長)

それでは、私の方から、県内水道の統合・広域化の進捗状況についてということで、ご報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

本日、資料としてお配りしております、「令和3年度 第2回鴨川市水道事業運営委員会資料」の4ページから6ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、この報告でございますけれども、令和2年度に行いました県内水道の統合・広域化の取組状況についてでございますが、まずは、用水供給事業体と県営水道の統合についてからご説明し、順次、南房総地域、及び安房地域の末端給水事業統合についてご説明いたします。

この取組の目的につきましては、これまでの運営委員会でもご説明しておりますので、省略をさせていただきます。

まずは、1の用水供給事業体と県営水道の統合についてでございます。事務

局は、千葉県総合企画部水政課でございます。

この内容のボリュームが多い関係から、主な会議について、ご説明をさせていただきますと存じます。

まずは、令和2年4月1日に、「九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会 準備会議の設置」が行われたところです。

令和2年5月13日に、この会議の事前説明が行われまして、令和2年5月25日に「第1回九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」が書面開催により行われております。幹事会、部会、市町村等調整会議、それぞれの運営要綱（案）につきまして協議が行われ、全ての委員により了承されております。また、これまでの検討経緯・今後の進め方（案）について、意見・質問に対する千葉県からの回答が行われております。

令和2年11月12日の会議でございますが、「第2回九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」が開催され、6つの協議事項について説明がございまして、全ての協議項目について了承されております。

5ページをご覧ください。令和3年3月9日に「第3回九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会準備会議」が開催されまして、ここで、これまで千葉県から示されておりました、統合スキームにつきましては、第1ステップ、これは経営統合でございますけれども、手順を踏んだ後、5年を目途に第2ステップ、これは事業統合になりますが、移行するスキームとしていたものでございましたが、国の交付金事業等の拡充があったことから、交付金を最大限有効活用するため、これまでの2段階のステップを踏む方式ではなく、令和7年度に最終的な事業統合を行い、その時点から用水供給料金を平準化する方向性が示され、了承されたところでございます。

端的に言えば、水道用水供給事業体と県営水道の統合が前倒しになったとい

うことでございます。

令和２年度の九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合については以上でございます。

続きまして、夷隅・安房地域末端給水事業の統合についてご説明いたします。事務局は南房総広域水道企業団でございます。

令和２年５月２２日に南房総地域末端給水事業統合研究会が開催されまして、統合広域化に関する覚書（案）の記載内容や、覚書締結式、今後の進め方について協議を行いまして、令和２年７月１日に、各末端給水事業体での議会での説明状況調査を実施し、令和２年８月２６日に、この研究会の最終目標でありました「南房総地域水道事業統合・広域化に関する覚書」を締結したところでございます。この覚書の締結によりまして、これまで協議の場としておりました研究会は役割を終えまして、次の段階である「基本協定の締結」を行うための準備を始めることとなったところでございます。

この準備を始めるための組織としていたしまして、次の大きな３に、「安房地域末端給水事業の統合について」ということで、既に設置されておりました「安房郡市水道事業連絡協議会」の場で協議を行うことといたしまして、令和２年度の実行を行ったところでございます。幹事は南房総市水道局でございます。令和２年度は１２回の会議を行いました。この内容につきましても、かいつまんでご説明申し上げます。

令和２年４月から令和２年８月までの間、５回の会議を開催いたしまして、末端統合協議会の発足準備についての協議が行われました。

末端統合協議会を設置する場の候補といたしまして、安房郡市広域市町村圏事務組合、以下「組合」と申し上げますが、既に広域事務を行っておりますことから、交渉を始めまして、設置に係る事務手続きについての研究を開始したところでございます。

6 ページ、最後のページをご覧ください。

令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月までの間、7 回の会議を開催いたしまして、協議会で行う具体的な調整項目内容の協議や、統合協議会設置に向けた協議、及び統合準備室の設置に係る人員の確保について、各構成団体の総務部門や、企画部門も交えた協議が行われておりまして、統合準備室の設置は令和 4 年 4 月を目標として手続きを進めること、また人員については、各水道事業体から 1 名ずつの派遣を行うこと、及び準備室の総括人員として、千葉県から 1 名の派遣をいただくことを協議したところでございます。

令和 2 年度に行われた取組については以上でございますが、令和 3 年度に実施をしております取組について、少しお話をさせていただきたいと存じます。申し訳ありません、資料はございません。

令和 4 年 4 月に設置する想定をしております統合協議会へ、切れ目なく移行するために、現在、安房郡市水道事業連絡協議会を月 1 回のペースで実施するとともに、分科会といたしまして 3 部門に分かれて、こちらも月 1 回のペースで協議を行っております。令和 2 年度に引き続き、協議を行っているところでございます。

先ほどの取組の中でも少しお話をさせていただいたところでございますが、統合協議会につきましては、設置する場所として、組合と協議検討を進めました結果、令和 4 年 4 月を目途に、組合に仮称となりますが、「水道事業統合推進室」を設置する方針とし、統合協議会の事務局として、統合協議会の運営や統合・広域化基本計画の策定などの事務を行えるよう、組合規約を変更する、これは共同処理事務に加えることでございますが、準備を現在行っている状況でございます。

この組合規約の変更には、構成市町の事前協議を経て、千葉県との事前協議が整ったのち、構成市町の議会の議決をいただくことになります。予定では、本

年 12 月議会に議案を上程する見込みでございまして、来る 9 月議会の議員全員協議会へもご報告する予定でございますので、予め水道事業運営委員の皆様にもご承知おき頂きたく、ご報告をするものでございます。

以上、県内水道の統合・広域化の取組状況の報告でございます。

(佐久間次長)

何か、質疑があればお願いいたします。

(佐久間次長)

よろしいでしょうか。それでは、ご質問が無いようですので、以上とさせていただきます。

5 閉 会

(佐久間次長)

皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、令和 3 年度第 2 回鴨川市水道事業運営委員会を終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

令和 3 年 8 月 26 日

会議録署名人 松井 寛徳

会議録署名人 和泉 良史